

# あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい  
年金講座(その79)

## 配偶者の加給年金について

**Q** 私は昭和26年5月10日生まれて、60歳から報酬比例部分の年金を受給し、65歳から老齢基礎年金が受給開始になります。妻が65歳未満であれば加給年金が加算されるとききましたが、どのようなしくみなのでしょうか？

**A** 厚生年金の被保険者期間が20年以上ある人が、特別支給の老齢厚生年金の定額部分、または老齢基礎年金が支給される時点で、65歳未満の配偶者がいる場合、配偶者加給年金と特別加算額が併給されます。また、昭和41年4月1日以前生まれの配偶者が65歳になり、自分の老齢基礎年金を受給できるようになると、配偶者加給年金が振替加算に切り替わります。

### 該当の要件 ※いずれにも該当した場合に支給されます。

- ① 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある人が、老齢厚生年金の定額部分、または老齢基礎年金を受けられるようになったとき
- ② 上記①に該当した時点で、生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合

生計維持の基準  
受給権を得た当時、本人と生計を同一にしていた配偶者であって、年間850万円以上の収入が、恒常的に将来にわたって得られないと認められる人。

### 配偶者が65歳になるまでは・・・

加給年金(227,000円)が加算されます。

また、昭和9年4月2日以降生まれの受給権者には、配偶者の加給年金額に特別加算があります。

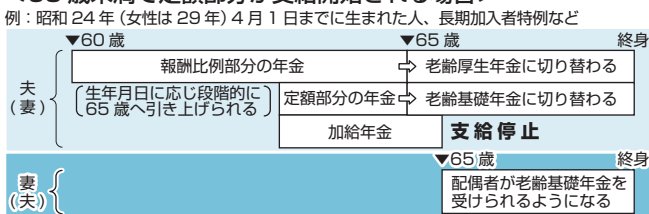
#### ◆配偶者の加給年金額◆

受給権者の生年月日	加給年金額	特別加算の額	合計加給年金額
S 9.4.2～S15.4.1	227,000円	33,500円	260,500円
S15.4.2～S16.4.1	227,000円	67,000円	294,000円
S16.4.2～S17.4.1	227,000円	100,600円	327,600円
S17.4.2～S18.4.1	227,000円	134,000円	361,000円
S18.4.2以降	227,000円	167,500円	394,500円

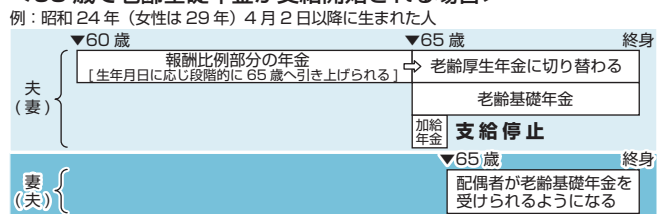
(平成23年度価格) (注意)

共働きで配偶者自身も厚生年金または共済組合に20年以上加入している場合、配偶者自身の老齢厚生年金等が受けられるようになると、65歳未満でも加給年金は支給されません。ただし、配偶者自身が老齢厚生年金を受けられる場合でも、加入期間が20年未満の配偶者であれば、65歳まで加給年金の対象となります。

#### <65歳未満で定額部分が支給開始される場合>



#### <65歳で老齢基礎年金が支給開始される場合>



### 配偶者が65歳になると・・・

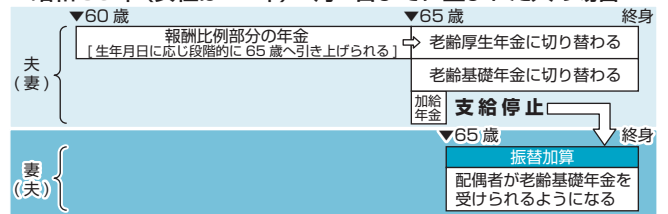
加給年金が振替加算に切り替わります。

ただし、昭和41年4月2日以降に生まれた方は該当しません。

#### 【振替加算】

昭和61年4月からすべての国民が20歳から60歳になるまで公的年金に加入して、自分名義の年金を受けられるようになりましたが、昭和61年4月の段階で中高齢の年齢に達していた人は、国民年金への加入期間が短く年金額が少ないことから、夫(妻)についていた加給年金を配偶者に振り替えて、老齢基礎年金を底上げするのが振替加算です。

#### <昭和36年(女性は41年)4月1日までに生まれた人の場合>



#### ◆振替加算の額◆

配偶者の生年月日	振替加算額	配偶者の生年月日	振替加算額	配偶者の生年月日	振替加算額
S2.4.1以前	227,000円	S23.4.1以前	99,900円	S31.4.1以前	51,500円
⋮	⋮	S24.4.1以前	93,800円	S32.4.1以前	45,400円
		S25.4.1以前	87,800円	S33.4.1以前	39,300円
S18.4.1以前	130,100円	S26.4.1以前	81,700円	S34.4.1以前	33,400円
S19.4.1以前	124,200円	S27.4.1以前	75,600円	S35.4.1以前	27,200円
S20.4.1以前	118,000円	S28.4.1以前	69,700円	S36.4.1以前	21,100円
S21.4.1以前	111,900円	S29.4.1以前	63,600円	S41.4.1以前	15,200円
S22.4.1以前	106,000円	S30.4.1以前	57,400円	S41.4.2以降	0円

(平成23年度現在)



\*今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakaihoken\_well@toyobo.jp までメールしてください。